



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 尾 崎 敬 則
幹 事 村 上 泰 啓 会 報 委 員 長 小 原 一 眞

Rotary  Rotary Serving Humanity
人類に奉仕するロータリー

2016-2017年度国際ロータリー会長 ジョン・ジャーム

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2297

2016-10-28

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本日の例会 10月28日(第4例会)

- 卓話 「BARを楽しむ男の流儀」
皆さんはBARを楽しんでおられますか!?
お酒の豆知識や渋い男のオーダー術など、
バーの四方山話、お付き合いくださいませ。
リーガロイヤルホテル 料飲部 次長
マスターバーテンダー 古澤孝之氏
(奥田秀行会員担当)

次週のお知らせ 11月4日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・誕生日 結婚記念日 入会記念日
会社創立記念日
- 理事会 11:30～12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- 卓話 「ロータリー財団月間(米山も共に)」
ロータリー財団100周年にあたって
R財団・米山奨学委員長 南賀勝之
- 食膳 <日本料理 松花堂弁当>

次々週のお知らせ 11月11日(第2例会)

- 卓話 「頭の病気について」
内藤喬皓会員
(プログラム委員会担当)

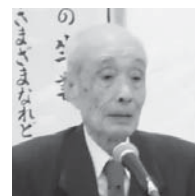
先週のお記録 10月21日(第3例会)

- 出席報告
出席会員 41名 (内免除会員 12名)
会員総数 51名 (同上 17名)
ゲスト 1名
ビジター 1名
計 43名
ホームクラブ出席率 89.13%
10月7日(第1例会) 補正出席率 100% (MU2名)
- ゲスト&ビジター (敬称略)
出川 裕一 (大和高田RC)
張 淵 (米山奨学生)
チョウ エン

◆会長の時間◆

今日も歴史に学ぶということで、創立して5年目に入ったところの私たちのクラブについて、週報等からお話し、いろいろと学びたいと存じます。私たちのクラブは、69年5月30日に創立後、73年10月20日、大阪国際ホテルで創立5周年記念行事を行いました。井上敏寿会長、光信昌明幹事が会長、幹事でした。当日は、まず記念例会が執り行われ、366区田宮 佐ガバナー、峯村英薫特別代表からご祝辞を頂いたり、金子初代会長をはじめ、田島第2代会長(代理 力身敏男第2代幹事)、上山第3代会長、上野第4代会長の卓話などがありました。その後、創立5周年記念家族会が行われ、伊藤秀一会員の舞囃子(観世流)「羽衣」や、伊沢寅男会員の長唄「安宅の松」、そしてガバナーや会員の隠し芸などが披露されると週報等に報じられています。会員自らの手による大変暖かい楽しい宴であったことが読み取れます。ちなみに、この家族会の参加者は会員49名、ご家族39名、来賓8名、ゲスト1名、合計97名の方にご参加いただいたそうです。このような5周年記念行事を経て、私たちのクラブは10周年に向けて歩んでいったのです。

◆3分間情報◆



「初期の日本ロータリークラブ」
規定・情報副委員長 西村五郎会員
日本のロータリークラブは大正9年、東京RCが米山梅吉氏によって設立されました。

大正9年と言えば第一次世界大戦が終わり、世界各国が近代化の道を歩んでいる最中である。日本も政治的にも経済的にも近代化・国際化に進んだ時代である。そのような時代に日本各地でロータリークラブが設立され、国際ロータリーに加盟承認された。会員たる経済人・知識人は世界へ羽ばたく気概を持ったのであろう。更に、当時日本の統治国家であった朝鮮、台湾、満州国に設立された。当時、飛行機のない時代にこれら遠隔の地に東京や大阪から出かけて行き設立に力を注がれたであろうと思われる。『平和の精神』に立って設立に力を注がれたであろうことに感服します。

10月は経済と地域社会の発展月間/米山月間です!!

◆ 委員会報告 ◆

社会奉仕委員長 岡倉三郎会員

先週10月15日(土)、吉野青根ヶ峰・記念植樹のその後の状況視察に尾崎会員、畑田会員、佐々木会員、中尾会員と私の5名は大阪から(中尾会員の)車で参加、おどろいた事は山本(英)会長エレクトが大阪から自転車で参加して頂きました。

現地は急斜の為か少々発育不足の木や枯れた木もあり、根気強いアフターケアが必要と感じております。

次年度以降も宜しくお願い致します。

卓話

10月21日 <第3例会>

「区分所有建物について」



遠田義昭会員

1. 昭和58年に制定された建物の区分所有等に関する法律は、その後の改正も含め出来て間もない法律ですが、現実に施行されて色々と活用

されていることは皆様ご存知の通りです。

大きなビルやマンションの建築、その他、高層建築物がどんどん建築されるに従い区分所有の建物は増えており、ビルの運用の仕方や、中にいる利用者即ちテナントに対して色々定めが規制、規定されている法律ですが、その運用をめぐって意見が色々生じたり、その中には将来その解決が待たれている部分もある法律です。

2. 区分所有権とは一棟の建物中、区分された部分が独立の建物と同一の経済上の効果を全うしている場合に認められるもので、その部分が他の部分と併合し、建物全体の効用を高めるものであるところに建物の区分所有権が認められる理由があるのです。

3. 多数人が一棟の建物を区分所有することが出来るのは、区分された各部分が建物に効用があるからであり、効用がない時は区分所有建物とみられません。区分された部分が全体の建物と同一の経済上の効力(良さ、特長)を有することが出来るところに意味があります。

4. 区分所有権の使用方法は、区分所有者は自分が使ってもよし誰かに貸してもよいこととなります。各部分を自由に譲渡することも出来ます。通常、暴力団関係者に使わせたり譲渡することは、規約等で禁じられています。

賃貸マンションの場合、譲渡や賃貸する場合は貸主の了解や承諾を必要としますが、区分所有の場合にはこれらのことは自由です。各個の部分の所有者は、区分所有物として登記されます。

登記は、全体の一棟の建物と区分所有の建物部分とに分けられており、双方をみなければ権利関係は明確に分かりません。また、区分所有建物が存在する土地と一体となって使用する通路その他の土地は、規約により敷地として有することが出来、登記簿にも敷地権の対象となる土地が表示されます。

この建物と土地は、別々に譲渡することが出来ず、これを分離譲渡の禁止と言われています(区分所有法15条)。

5. 区分所有物件には建物を管理する機関が必要です。管理する委員等が選ばれて、その管理する委員等の中で代表者や実務の執行者の役員などが選ばれます。管理する委員等で作られる委員会とは、ビルの運営を管理します。実務を全部自らするのは大変なので、実務の一部を何処かの機関に委嘱することもあり、大きなビル程その傾向が強いです。勿論、委嘱料がいるわけで、管理費などが管理者より請求されます。全体の区分所有者の為に利用されるエレベーター等の物件は、共用物件として区分所有者全員の共有ですが事実上管理者が管理します。

区分所有者は、所有物件を自由に使えるといっても全体の利益には従わねばならず、規約というものが制定され、規約に反することをするとこれに対する処置が下されます。

にこにこ箱

10月21日 (第3例会)

- つまらない話をおきかせ致します。
遠田会員
- 明日からの関西学生野球、決戦です。
関関戦、立同戦、母校の勝利を願うばかりです。
尾崎会員
- 腰痛のため長期欠席おわび。 野中会員
- 中尾様、先週の吉野行き大変お世話になりました。 佐々木会員
- 先日は友人と食べた鴨料理がおいしかったので。 山本(英)会員
- 武田さん、昨日はお世話になりました。ありがとうございました。これで一年安心です。
中谷(徹)会員
- 生まれて初めてのギックリ腰で19日の大輪ゴルフ大会まさかの途中棄権、同伴競技者の中尾さんをはじめ大変ご迷惑をおかけしました。 小林会員

(編集担当 小原・濱田)